

各〔 居宅サービス事業所  
居宅介護支援事業所  
介護保険施設  
老人福祉施設等 〕 管理者 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型インフルエンザの本格的流行への対応について(通知)

9月2日、県では、新型インフルエンザが流行期に入ったことを踏まえ、別紙のとおり県民向けにメッセージを出しました。

つきましては、貴事業所・施設におかれましては、下記の点に留意し、利用者及び家族の皆様や職員に対し、健康管理や感染防止対策の徹底を図ってください。

記

1 全事業所・施設の共通の留意事項

(1) 感染防止及び感染拡大防止対策の徹底

- ① 職員は、出勤前に検温など健康チェックを行い、感染が疑われる職員は出勤しない。  
また、出勤時には、施設の出入り口で健康チェックを行うとともに、手指の衛生を行う(流水・石けんで手を洗うか、アルコール消毒をする)。
- ② 利用者に対して、朝の健康チェックを徹底する。
- ③ 家族や業者など訪問者は、施設の出入り口で健康チェックや手指の衛生を行う。

(2) 重症化の防止

- ① 利用者のうち、重症化が懸念される基礎疾患を有する者を把握しておく。
- ② 重症化が懸念される基礎疾患を有する者については、感染防止対策の徹底とともに、医療機関への早期受診を心がける。

(3) 「事業継続計画(BCP)」の策定について

感染拡大の度合いにより、職員の確保が困難となることも想定し、優先すべき業務の継続について定めた「事業継続計画」を策定するなど、事前の対策を講じる。

2 通所事業所・施設の留意事項

(1) 通所事業所・施設の利用者の健康チェックの徹底

利用者に対して、自宅での朝の健康チェックを徹底し、37.5度以上の発熱等があれば、利用を制限する。また、通所時には、施設の出入り口で健康チェックや手指

の衛生を行う。

(2) 通所事業所・施設の休業の検討

原則として設置者が保健所等の助言を得ながら、通所事業の休業を決定するものとする。

- ① 利用者が1名、新型インフルエンザに罹患した場合  
当該患者の利用を制限するとともに、解熱後2日間は利用を禁止する。
- ② 利用者が複数名、新型インフルエンザに罹患した場合  
ア 発生状況から通所施設で感染したと考えられる場合は4日間の休業を検討する。  
イ 家族内感染など、施設以外で感染が考えられる場合は休業は不要であり、当該患者の利用を制限する。
- ③ 職員に発症者が出た場合  
運営に支障がなければ、休業は不要である。

3 社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について

- (1) 別紙のとおり、平成21年8月25日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」（厚生労働省健康局結核感染症課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課）が発出されたので送付します。

各事業所・施設の管理者においては、入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状を有する者の発生後、7日間以内に、その者を含め2名以上が医師の診察を受けた上で新型インフルエンザの感染を強く疑われた場合、保健所に連絡することとなります。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットでB型が確認された場合を除きます。

なお、保健所への連絡と併せて、県高齢者福祉課にもご連絡をお願いします。

連絡先：高齢者福祉課

TEL：097-506-2684

097-506-2686